

様式 2

附属機関等の名称 会議概要

- 1 審議会名.....平成28年度第2回安曇野市介護保険等運営協議会.....
- 2 日.....時.....平成28年 9月27日(火).....午後1時から午後3時00分まで.....
- 3 会.....場.....安曇野市本庁舎3階.....共用会議室307.....
- 4 出席者.....岡村豊作委員、丸山恵理子委員、藤松寛子委員、中島美智子委員、堀内隆雄委員、黒木昌一委員、桜井洋子委員、金原健次委員、三澤保雄委員、宮澤栄子委員、藤森昇委員、堀祐子委員.....(欠席委員：山田高久委員、山田守二委員).....
- 5 市側出席者.....村上副市長、堀内保健医療部長、古畑介護保険課長、野本長寿社会課長、藤原課長補佐、西澤係長、新保係長、木村係長、平田係長、酒井保健師、岩原主査(事務局担当者).....
- 6 公開・非公開の別.....公開.....
- 7 傍聴人.....2人.....記者.....0人.....
- 8 会議概要作成年月日.....平成28年9月27日.....

協 議 事 項 等

1 会議の概要

- (1) 開会 (古畑課長)
- (2) 委嘱書交付 (村上副市長)
- (3) あいさつ (村上副市長)
- (4) 会長・副会長選出
会長：中島美智子委員、副会長：山田守二委員が選出、承認された
- (5) 会議事項
 - ①安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業(案)について
 - ②安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について
(第2回安曇野市生活支援体制整備事業協議体)
 - ③第6期介護保険事業計画に基づく介護サービス実施候補事業者の公募について
 - ④介護保険関連サービス候補事業事業者選定部会委員選出
 - ⑤その他
- (6) 閉会 (古畑課長)

2 審議概要

- (1) 安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業の実施について
- (2) 安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について
(第2回安曇野市生活支援体制整備事業協議体)
- (1、2まとめて事務局より説明)

委員より意見・質疑

委 員：安曇野市では介護予防手帳はすでにやっているのか。国のガイドラインにも載っている。お薬手帳ではないが、チェックリスト等も含めて一緒にファイリングしてもらい、履歴として個人に持ってもらう。総合事業移行前から先行してやっている市町村もあるようなので検討してもらいたい。

事務局：ガイドラインに載っていることは確認しているが、まずは総合事業の実施を優先して行い、その後、市としての取り組みを検討していきたい。

委 員：豊科、穂高、三郷、堀金、明科と各地域での第1回協議体の概要があるが、今まで地域福祉活動として、見守り委員会という形まで発展し、各地域では住民への課題を検討した時期があった。これらの活動と重なるのか。

事務局：地域の課題は、さまざまな団体の会議の中で、話し合ったり、解決策を探ったりされており、その活動は引き続き、続けていただきたい。今回、設置した協議体では、様々な方が構成団体として参加してもらっている。その中では、類似した課題、新たな課題も上がってくるかと思うが、今まで皆さまが取り組まれた活動と共有していくことが大事になってくると思う。

委 員：介護予防・日常生活支援総合事業について、要支援1・2の方の訪問・通所は介護保険の

給付からは外れるが、その方たちが、例えばショートステイが必要になった場合には総合事業で対応するようなことはあるのか。

事務局：予防給付のサービスは、通所介護、訪問介護以外は残る。総合事業としてのサービスでは、ショートステイのサービスはないため、総合事業対象の方で、ショートステイのサービスが必要になった方は、これまでの手続きと同様に要介護認定申請をいただいて認定をとっての利用となる。

委員：総合事業そのものは、根拠となる法律はどのようなものになるのか。

事務局：介護保険法の中の地域支援事業に位置付けられる。

委員：総合事業、また生活支援体制整備事業等もそうであるが、介護保険法に基づいた事業といわれているが、すっきりしない。総合事業で実施されようとしているのは、老人福祉法に規定されている援護が必要な方々への福祉を実施する、社会的責任をベースにしての考えからの事業のような気がする。これらの事業では、介護保険制度の対象ではない方たちも含めてやっていくように思え、納得できないので説明いただきたい。

事務局：今回の介護保険制度改正では、2025年を見据えて、団塊の世代の方たちの75歳到達をいかに乗り切るかということから、地域包括ケア推進が盛り込まれた。地域包括ケア推進の中で取り組むべき事項では、現行の介護給付だけではなく、地域包括ケアシステムの構築である。その中には、介護予防、医療介護連携、認知症施策関連、生活支援体制整備が全部入っている。そして、さまざまなものを網羅してケアシステムを構築していく。大きな意味で地域包括ケアシステムの構築の中の介護予防の重点として、新しい介護予防・日常生活支援総合事業がある。

委員：介護保険制度の中で、介護給付、予防給付、地域支援事業は、わかりにくい制度となっている。総合事業の資料は視覚化したわかりやすいものにしてもらいたい。文書ではわかりづらい。

委員：任意事業については、市では実施しているものがあるのか。

事務局：地域支援事業に位置付けられており、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業などを実施している。

事務局：(前回5月30日の協議会での資料、委員からの資料を配布し、総合事業について事務局より再度説明)

委員：この総合事業は、保険者が責任を持って進めていかなければいけない。事業を実施した場合の費用がかかるわけだが、市が責任をもってやっていくという考え方でいいか。

事務局：実施主体は市町村だが、地域支援事業の財源は、同じ介護保険事業の中で、国も県も市も負担し、保険料からも一部負担し実施する事業である。制度の中で市町村が責任を持って事業を行っていく。サービスについては、介護難民等、提供もれがないよう実施していく。市町村が効果的に予防事業を取り入れながら、住民の方が一緒に事業を行ってもらうことで全体の給付費の抑制、要介護状態に進んでいかないよう、市が知恵を使っていけないといけない。生活支援体制整備事業を核にししながら、地域の皆さんが地域の中で介護予防や生活支援の取り組みが広がるよう考えているところ。

委員：給付が伸び、お金がないということで要支援1・2の方が介護予防給付から外れることになった。また、施設に入るとお金もかかる。そのため24時間在宅介護サービスも充実して、在宅でみていこうとの方向にもなっている。これらとともに、介護予防も含めてやっていかななくてはいけない。制度改正で、自己負担が増えたこともあり、訪問介護が受けられなくなっている人も現実的にいる。施設に安心して預けられないというご家族の意見もあり、切羽詰まっている。そういう中では、しっかり給付して事業を実施していかないと、介護を必要とする人たちがサービスを受けられないのではないかと考える。事業者に参加いただくには、ある程度お金が担保されないと乗り出して行けない。そういう狭間の中で、肝を据えた取り組みをしないと、この制度は簡単にはできない。地域の中の活動、ボランティアの方等も時間かけて育てていくのもいいが、有償ボランティア等を募ってどんどんサービスを提供できるようにしていかないと、事業の実施が間に合わない、サービスが提供できないような事態になり得るのではないかと危惧している。主体的に市町村がやっていくためには、介護保険のお金だけをあてにしているのでは、事が進んでいかない。少なくとも、当初から取り組まないとスムーズな事業展開が進んでいかないのでは、と考えている。

会長：貴重なご意見をいただいた。これらの意見を参考に、しっかり準備をしていただきたい。

(3) 第6期介護保険事業計画に基づく介護サービス実施候補事業者の公募について
(事務局より説明)

委員より意見・質疑 なし

- (4) 介護保険関連サービス候補事業者選定部会委員選出
(事務局より条例等の説明)

協議会会長より選考委員6名を指名。承諾。

- (5) その他

①候補事業者の選定部会は11月下旬から12月上旬予定。

②平成28年12月頃、次期介護保険事業計画の策定に向けて、計画の基礎資料となる「高齢者実態調査」が行われる予定。実施にあたり、協議会委員の皆様に文書にてご意見賜りたい。